

3

託麻まちづくりセンター・公民館だより
(公民館) 096-380-8118
(まちづくり) 096-380-8119
takumakouminkan@city.kumamoto.lg.jp

託麻

熊本市配布文書 第7号
令和8年(2026年)2月10日発行
託麻まちづくりセンター

託麻総合出張所窓口混雑予想のお知らせとお願い

例年、年度末・年度初めのお引っ越しシーズンは窓口が大変混雑します。お待たせする時間が長くなり、ご迷惑をおかけすることもあるかと思えます。早めにお手続きができるもの、お急ぎでないものは、できるだけ混雑予想時期を避けてお越しくださいますようお願いいたします。

混雑予想時期：3月16日(月)～4月6日(月)

※月末、月初め、月曜、金曜は特に混雑します。

開庁時間：土日、祝日を除く 平日の8時30分～17時15分

※混雑状況はリアルタイムで確認できます。

※詳しくはこちらからご覧ください。



混雑予想時期以外の 窓口受付時間は、9時～16時30分、
電話対応の時間は、8時30分～17時15分です。

☆主催講座情報☆

①おはなしの部屋

「たくま読書とおはなしの部屋」のみなさんによる楽しいお話会です。ゆっくりとお話を楽しんでみませんか。

【日時】 3月14日(土) 午後2時～2時45分
【場所】 託麻公民館 和室
【対象】 幼児と保護者、小学生

②総務省行政相談員

暮らしの行政なんでも相談

福祉、子育て、税金、戸籍等なんでもご相談を！

【日時】 3月10日(火) 午前10時～12時
【場所】 託麻公民館 B会議室
開催の有無を3月8日までに電話でお問い合わせください。

③公民館サポーター

雨天中止

「できることをできるしこ」無理せず楽しく活動してみませんか。公民館周辺の草取りなどを行います。
【日時】 3月26日(木) 午前9時～10時ごろ
【場所】 託麻公民館 玄関ロビー集合
【準備】 飲み物、軍手、草刈り鎌など

LINE配信

熊本市LINE登録をお願いします！主催講座、避難所などの情報がすぐにわかります。託麻まちづくりセンター・公民館だよりを早く読むことができますよ。



☆3月の休館日☆

2日(月)、9日(月)、16日(月)、23日(月)、30日(月)

*第3木曜日 3月19日は、図書整理日のため、図書室はご利用いただけません。

お詫び

託麻まちづくりセンター・公民館だより 2月号において、主催講座「ハーブソルトと鶏ハム作り」の講師の記載に誤りがありました。正しくは、「モアコモードハーブス 掃本結加さん」です。ここにお詫び申し上げます。大変失礼いたしました。

講座申込方法

下記のように必要事項をご記入の上、郵送してください。（締切日必着）

①インターネット

公民館HPの主催講座
情報をご覧ください。



②窓口

返信用はがき1人1枚を持参

③往復ハガキ（右参照）

861-8038	空白	□□□□□□	①希望の講座名 ②お名前 ③ご住所 ④お住まいの 小学校区 ⑤電話番号 ⑥年齢（年代）
85 往信 東区長嶺東7の11の15 託麻公民館 行	※応募数が定員を超えた 場合は、抽選とさせて いただきます。	85 返信 あなたの 住所 あなたの お名前	

※受講に際し、ご質問や公民館で配慮が必要なことがある場合は遠慮なくご相談ください。

図書室からのお知らせ

※図書室への直通電話はございません。

OPEN・・・9:30～17:00

新着図書

◇ 一般書 ◇

「人生は可笑しい」をめぐる哲学ノート	藤野 寛
おとなの健康ととのえレシピ	いまむら ゆい
星がすべて	最果 タヒ
薬膳せいろ蒸し	阪口 珠未
真珠配列	岩井 圭也

☆ 児童書 ☆

くっきました	高島 那生
はみがきはーい!	西村 敏雄
登山家田部井淳子の物語	清水 裕子
学校給食のひみつ	
知ったかぶりをした日から	かさい まり

3月の休室日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				



※毎週月曜は休館日です。（月曜が祝日なら翌日休館）

※毎月第3木曜は、図書整理日のため休室します。

※避難所開設時は、臨時休室となります。

じんけんコラム ホッと♡スペース

ひとにやさしい、じぶんによさしい
あたたかい話題をとどけます!



百年前の願い! 「人の世に熱あれ、人間に光あれ」

みなさん、この「ことば」をご存知ですか。

これは、今から100年程前(1922年3月3日)に発表された水平社宣言の最後の一節です。宣言の原文は、被差別部落出身の若者によって考えられたもので、長い歴史の中で不当な差別を受けてきた人々の痛切な思いが綴られているだけでなく、すべての人があらゆる差別を受けることなく、人間らしく暮らしていける社会の実現を願う気持ちが込められています。

日本国憲法は、生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利を尊重し、「すべての国民は法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない」ことを規定しています。しかし、残念なことに、近年においてもインターネット等による誹謗中傷をはじめ、差別の書き込み等があり、県内でも差別事案が発生している現実があります。

この問題は日本固有の人権課題であり、わたしたち日本国民の課題でもあります。個人の尊厳を重んじ、基本的人権を保障することはとても大切なことです。「人の世に熱あれ、人間に光あれ」100年前に込められたこの思い・願いを感じ取り、まずは部落差別（同和問題）を正しく理解して、そして、わたしたちの言動につなげていき、この世から不合理な差別をなくしていきたいと願っています。